

IV 推進方策

1. 都道府県協議会と2次医療圏協議会の運営

都道府県協議会と2次医療圏協議会とは、目的や機能が異なっており、情報共有すること等により、関係者及び参加者の目的意識を共有することが必要である。

(1) 協議会の戦略的運営

協議会を円滑に進めるため、連携事業の成功事例を協議会の初期段階に提示することにより、構成員の具体的な連携事業に関する理解が深まるだけでなく、協議会の方向性を理解することができる。

協議会の運営を行う際には、まず、連携していくためにどのような役割がそれぞれの構成団体が担えるのかについて検討を行い、それに応じて連携事業を企画することが大切である。

なお、協議会の運営や連携事業の実施においては、評価をしっかりと行うことが重要であり、事業の計画段階から評価計画を策定することや、評価に基づき更なる事業の企画、立案を行っていくことが望ましい。

(2) 構成メンバーの連携強化

協議会の議題や資料を準備するワーキンググループの中で協議会メンバー同士の連携を図ることが重要である。協議会への関係者の積極的な参加は、連携事業の企画・立案・評価に必要であり、協議会の運営の中で関係者間の連携事業に対する認識の温度差を解消することが必要である。温度差の解消方法としては、参加者にとって連携事業によるメリットを示すことが挙げられる。

例えば、2次医療圏における具体的な連携事業を提示する等により、関係者それぞれの立場での連携のメリットが具体的に示されるため、関係者の関心を高めることができると考えられる。

また、事務局は協議会の開催前に座長との十分な打ち合わせを行うことも大切である。

なお、成功事例の共通項として、都道府県協議会、2次医療圏協議会ともに、事務局が義務的でなく、地域・職域連携の重要性を認識し、積極的に且つ忍耐強く活動していることがあげられる。事務局の熱意と積極性は大きな推進力になると考えられる。

(3) 予算の確保・運用の工夫

連携事業を推進していくためには、予算を確保することが非常に重要である。協議会においては、他事業との連携活用による運用、構成団体として予算化を図る等の工夫を行い、継続的な協議会の開催や連携事業を実施することが必要である。

なお、地域保健と職域保健との協議により予算を分担したり、共通する健康課題について共同で予算を確保したり、関係機関の既存の事業の中で行う等の工夫している事例もあった。

具体的には、会場や講師を無償で依頼できるように調整をしたり、労働基準協会が開催する会議等の場を活用し研修会を開催したり、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の事業を活用し、関係機関と都道府県保健所との共催による市民を対象とした健康フォーラムの開催等がみられた。

(4) 情報提供・広報の推進

協議会の運営に関する情報や連携事業の実施・評価等の情報は、都道府県及び2次

医療圏にて広報・啓発していくことが必要である。

地域の健康課題や健康増進に関する協議会における取組状況等が関係者に周知されることによって、連携事業への関係者の理解が深まり、協力体制も推進される。

そのため、関係者に必要な情報が共有できるような環境を整備する必要がある。例えば、インターネットのホームページを開設することにより、情報発信することが考えられる。なお、ホームページのコンテンツは、関係者用、利用者用に分けて構築し、関係者用ホームページでは、都道府県レベルの協議会で取り扱われた議事や県内の具体的連携事業等について、また、利用者用ホームページには具体的事業等について情報提供されることが有用である。

また、都道府県が事務局としてまとめた報告書を、関係機関、団体に配布したり、商工会議所・商工会に地域・職域の取組状況等を情報提供し、関係機関に情報提供してもらったり、広報誌や機関紙に掲載してもらうことも必要である。

2. 都市部における連携事業の進め方

(1) 職住分散地域での連携事業

現状では、東京都や大阪府のように周辺他県からの人口流入等、住民の移動が都道府県を越えて発生している。職住分散地域に対しては、住居地や勤務地といった情報にとらわれず、広くポピュレーションアプローチの観点から、地域保健と職域保健とが連携し、効率的な事業を展開することが効果的である。

都市部の企業においては、労働者の所属する地域は異なることが多いが、企業の所在地の地域保健側と協力することで、労働者が連携事業を共有できる環境を整備することが望まれる。労働者が地域保健事業の中から適切な保健サービスを活用していくことができるよう、職域関係者に対し、地域保健で企画される連携事業について情報提供する等積極的に働きかけていくことが有効である。

一方で、職域での取組へも地域住民への参加ができるよう、職域関係者との連携を図っていくことも期待される。

(2) 成功事例の確保と組織体制づくりの推進

都市部において、協議会を効果的に運営するためには、関係者に広く参加を呼びかける、住民や労働者というサービスを受ける側を構成員とする、関係する組織を通して参加の徹底を図る等の方策を進めていくことが必要である。また、具体的な連携事業における成功事例を参考に進めていくことや組織づくりを中心に進めていくことが大切である

成功事例の確保と組織体制づくりにおける留意点を、以下に示した。

①成功事例の確保

協議会を効率的に推進していくためには、具体的にモデル事業等を実施することや先進的な取組等から得られた成功事例を確保することが有効である。成功事例を通して、構成員の理解が進むとともに、事業を他の事業に展開する際に具体的な手順や関係者の役割を明確化することができる。

②組織体制づくりの推進

協議会には、多くの関連する団体から参加を得ることが望ましい。

特に職域関係者に対しては、健康保険組合連合会等を介して、地域の関連する保険者に連絡通知することや、各種の事業者団体を通して事業者の関係者にモデル事業等への積極的な参加を呼びかける等の方法が考えられる。

連携事業に関する情報伝達が同一の都道府県内においても偏っている場合がある。都市部における連携事業を効率的に推進して行くには、情報の共有していける組織体制づくりを進めることが重要である。

(3) 保健所設置市等との連携

都道府県協議会においては、保健所設置市等に積極的に情報提供を行うとともに、事務局担当者との定期的な情報交換の機会を持つ等、連携を図っていく必要がある。また、関係者には、協議会へオブザーバー等として出席してもらう等工夫をしていく必要がある。

保健所設置市等では、独立して保健所機能を持つことから、連携事業を推進する第一線としての機能が期待される。そのため、都道府県からの情報提供が適切に提供される必要がある。特に、保健所設置市等における情報の格差が認められることが多く、関係者が十分な情報収集を行うことも重要である。

特に、地域・職域連携推進事業実施要綱上、協議会は都道府県及び2次医療圏ごとに設置することとなっているため、都道府県及び都道府県保健所が連携事業を実施する際には、中核市及び特別区（以下、「中核市等」という。）と、相互に情報交換を行い、連携を図っていくことが期待される。

3. 職域関係者との連携の活性化

地域保健主体で構築された連携事業が、職域保健の中で積極的に活用されていくためには、事業者の理解を得るとともに、職域関係者が連携事業を活用しやすい次のような環境を整える必要がある。

(1) 労働関係部局の理解

労働関係部局の理解には、地域差が見られる。さらに、地域保健側から積極的に職域保健側へ働きかけ、連携事業の一般的な説明に加え、具体的な連携事業の成功事例等について具体的に説明し、連携事業に対する理解を得ることが必要である。

(2) 事業主の理解

事業主の理解が得られることにより、職域保健との連携事業は促進される。協議会は、連携事業における具体的な成功事例等を事業主に提示する等の働きかけを積極的に行っていくことが求められる。

(3) 地域産業保健センターと保健所との共同事業

職域保健側の参加を求める手段として、地域産業保健センターと保健所との連携が効果的である。地域産業保健センターは地域の中小企業の健康管理を担当しており、保健所との協力関係により地域のニーズにあった連携事業を企画立案できることが期待される。

(4) 商工会議所・商工会等の協力

中小企業の事業者の理解を得る手段として、商工会議所・商工会や労働基準協会・安全衛生協会等の事業者側の協力を得て、事業者の協力の下に連携事業を推進していくことも必要である。

(5) 担当者との連絡調整

年度初めには、連携の必要性と協力依頼を、県協議会事務局の立場で主要関係団体に説明を行うことが大切である。

4. 保険者協議会との連携

平成20年度から特定健診・特定保健指導が保険者に義務づけられ、内臓脂肪症候群に着目したハイリスクアプローチが被保険者・被扶養者に提供される。保険者によるハイリスクアプローチと、協議会が地域・職域全体で取り組むポピュレーションアプローチとを一体的に提供していくことが期待される。

協議会と保険者協議会の主な役割は、図1のとおりである。協議会においては、保険者協議会における医療費等の分析や特定健診・特定保健指導に関する実施体制や結果等から得られた現状や課題について、情報提供を受け、地域全体として取り組む健康課題を明らかにし、それによりテーマを設定し連携事業をすすめていくことが望まれる。

なお、保険者協議会との連携にあたっては、事務局を担っている国保連合会と連絡調整を密にしていくことも重要である。

図1：協議会と保険者協議会の主な役割

<都道府県協議会の主な具体的役割>

- 各関係者（医療保険者・労働衛生部門・市町村衛生部門・関係団体）の実施している保健事業等の情報交換及び分析、第三者評価
- 都道府県における健康課題の明確化
- 都道府県健康増進計画や各関係者の特定健診等実施計画等に位置づける目標の策定、評価、連携推進方策等の協議
- 各関係者が行う各種事業の連携促進の協議
 - ・市町村が中心となるポピュレーションアプローチと、医療保険者が中心となるハイリスクアプローチの連携方策
 - ・生活習慣病予防対策と介護予防施策、メンタルヘルス、自殺予防等、他の施策との連携方策
 - ・科学的根拠に基づく健康情報の発信に関する調整・協議
 - ・研修会の共同実施、各種施設等の共同利用
- 民間事業者等の協力の下、特定健診等の総合的推進方策の検討
 - ・特定健診等の従事者などの育成方策
 - ・特定健診等のアウトソーシング先となる事業者等の育成方策
 - ・被扶養者に対する施策に関する情報交換、推進方策
- 協議会の取組の広報、啓発
 - ・特定健診等の従事者などの育成方策
 - ・特定健診等のアウトソーシング先となる事業者等の育成方策、情報収集・情報提供、評価手法の検討
 - ・被扶養者に対する施策に関する情報交換、推進方策
- 協議会の取組の広報、啓発

<保険者協議会の主な具体的役割>

- 保険者間における意見調整
- 各都道府県ごとの医療費の調査、分析、評価
- 被保険者に対する教育や普及啓発等をはじめとする保健事業、保健事業の実施者の育成・研修等の共同実施
- 各保険者の独自の保健事業や、運営等についての情報交換
- 物的・人的資源のデータベース化及び共同活用
- 特定健診等の実施体制の確保
 - ・集合契約等に関する各種調整、情報共有等
- 特定健診等のアウトソーシング先の民間事業者の評価
 - ・事業者等に関する情報の収集や提供
 - ・事業者の評価手法の検討、評価の実施
 - ・評価結果の決定（契約更新の適否、機関番号停止等の判断等）、共有

連携

IV 課題と方策 (Q&A)

本年度の協議会等への支援事業を通じた検討を踏まえ、連携事業における課題とそれに対する方策について、以下に整理した。

Q1 関係者との連携を図り、連携事業を推進していくためには、事務局の具体的な運営において、どのような点に気をつけたり、工夫をすれば良いでしょうか。

A1

先ずは、事務局として、地域保健の現状と職域保健の現状及びその連携の現状と課題を可能な範囲で情報収集し把握することや、圏内に連携をして効果をあげている事例があるか探し、その人々から学び協力を得る姿勢を持つことが大切です。また、キーパーソンになる人を見つけ積極的に相談し協働すると良いでしょう。

担当者は、本事業の意義を認識し、地域の現状に合わせて、どのように連携事業を推進していくか等の今後の方向性をしっかりと持ち、チームワークを大切にしながら、前向きに取り組んでいくことが重要です。

① 都道府県協議会の戦略的運営

単に会議を開催するのではなく、地域の現状に合わせて例えば、向こう3年間のスケジュールを示し方向性を提示したり、今後、本事業を2次医療圏に広げていくことを視野にいれ2次医療圏関係者をオブザーバーとして参画してもらう等により、今後の方向性やねらいをもって運営することが重要です。

協議会開催前には、キーパーソンと会のねらいや運営方法、タイムスケジュール、資料内容等事前の打ち合わせを十分に行い、協議会が行われた後に必ずキーパーソンと会の運営に関するカンファレンス(反省会)を持ち、その後の会議運営に活かすことも大切です。

② 都道府県協議会を円滑に進めるための工夫

2次医療圏での具体的な取組をプレゼンテーションし、その必要性を最初にしっかりと構成メンバーに理解してもらうことが重要です。

③ 関係者の温度差の解消

担当者会議、準備会議等を設けることによって、都道府県関係者、2次医療圏関係者に対し本事業の考え方を明確に示し、共通認識するための討議の場を持つことも有効でしょう。

その際、事務局が一方向的に説明し答えるのではなく、関係者が互いを知るための討議の場を持ったり、先進的な活動を実施している2次医療圏の具体的な事業を担当者会議や準備会等で紹介していくことにより、都道府県協議会関係者の本事業の理解が深まるだけでなく、他の2次医療圏での取組の活性化につながります。

④ 関係者への働きかけ

2次医療圏保健所長の本事業に対する理解とリーダーシップの発揮が重要であるため、保健所長に積極的に本事業の活動状況等をアピールと働きかけ、自殺予防対策等に焦点を絞って進めていく際には、市町村の衛生部長への働きかけ、地域行政が事務局となる場合は、労働行政と緊密に連携をとって協議会の運営を行うことが大切です。

Q2 具体的にどのような協議をし、どのように進めていけばよいのですか。

A2

① 具体的な協議内容について

具体的な協議内容は協議会のこれまでの開催状況等により異なります。例えば、新しく立ち上げた協議会の場合、事務局が事前に参加各機関の活動状況や健康情報・課題等の資料提供を依頼し、協議会資料としてまとめ、協議することは、参加者の共通認識や今後の協働事業を考える際の重要なステップとなります。

また、地域の資源調査及び各機関調査等を実施することは、今後の共通事業の展開を図っていくために必要です。そのため、例えば、第1回協議会では、調査に関する説明・了承を得、資源調査等の実施に向けてワーキンググループ会議を開催したい旨の説明・了承を得る。その後、ワーキンググループ会議で調査内容の確認と修正を実施する。調査の実施者名は協議会名と事務局名の連名で行なう等、戦略的に進めていくことが望まれます。

②事業のすすめ方について

新たに事業を企画するだけでなく、既存の事業について本協議会を活用していく視点も重要です。本協議会は自由度が高く、ネットワークを拡大していくことができます。したがって、現在展開している事業と本協議会をリンクさせ、本協議会のネットワークを活用していくことが必要である。例えば、自殺予防対策や食生活改善を進める際に、本協議会のネットワークを活用することも可能です。

なお、事業を推進していくためには、予算を確保することも大切です。他の事業との連携活用による運用や構成団体と連携し予算化する等々の工夫を図ることにより、継続的に協議会を運用することができます。

また、協議会の必要性を構成メンバーに認識された場合は謝金を無償としたり、費用弁償は各構成団体から支給、会場は無料の会場を使用、連携事業の研修講師は構成員が担う、媒体材料は企画を検討し印刷はダウンロードする等の工夫をして運営をしている事例もあります。

Q3 どのような機関・団体のどの職位の方にメンバーに入ってもらえると本事業が円滑に進むでしょうか。

A3

都道府県協議会は、2次医療圏協議会における連携事業が効果的に推進されるよう調整支援する役割があります。この趣旨から、担当者レベルより課長・事務局長・専務理事等その構成団体の上位職にある方にメンバーに入ってもらえると、組織として連携推進・調整がより可能となります。この場合、都道府県協議会として連携事業を具体化していくために、構成団体の所属から選出してもらった担当者レベルのワーキンググループ会議の設置が必要と考えます。

2次医療圏協議会は、具体的な連携事業を行うことにより地域・職域の連携推進を図ることを目的としていますので、担当者レベルのメンバーに入ってもらえると効果的と考えます。この場合、圏域の構成団体・組織としての協力体制が重要となりますので、協議会開催後には、速やかに議事報告等を構成団体の長あてに送付する等の配慮が必要です。

Q4 都道府県協議会と2次医療圏協議会との連携を進めていくためのポイントは何ですか。

A4

都道府県協議会では関連する団体や組織を網羅し、種々の意見をまとめて活動の方

向性を定める役割が期待されています。一方、2次医療圏協議会は具体的な活動計画を策定し、情報交換や保健事業の共同実施を目指すものです。各2次医療圏協議会では多くの課題が抽出されると想定されますが、都道府県単位でできるだけ共通する課題に取り組めるよう、都道府県協議会が課題整理を行っておくことが望まれます。

都道府県協議会の動きを正確に伝達するため、2次医療圏協議会の事務局及び責任者がオブザーバー等で参加するよう配慮することも重要です。また、都道府県協議会の場で2次医療圏の活動経過を報告、討議して都道府県協議会及び他の2次医療圏協議会がノウハウを獲得する機会を得られる運営が望ましいでしょう。連携を更に進めるには2次医療圏協議会での計画→実施→評価→対応、(P D C A)のサイクルが円滑に行えるよう双方の協議会の開催のタイミングを調整する必要があります。

特に、都道府県協議会は都道府県の重点方針や保険者協議会の活動方針等、予算獲得に結びつく情報を速やかに2次医療圏協議会関係者に伝達し、各2次医療圏協議会が具体的な事業計画を策定しやすいようにすべきでしょう。2次医療圏協議会では地域固有の課題と共通の課題を整理し都道府県全体での取組が推進するよう事業計画の策定を行うべきでしょう。

Q 5 都市部において本事業を進めていく際のポイントは何か。

A 5

中小企業等や小規模事業所ではこれまで保健活動が十分浸透していない点が指摘されており、都市部においても地域職域連携を進めていくことの重要性が高いと考えられます。しかし、都市部では対象とする人口が多く、対象者の移動が多い、居住地と職場が離れているため地域と職域が一致していない場合が多い等の事情があります。

特定健診・保健指導等については医療保険者が担うことになりますが、ポピュレーションアプローチの観点からは個人を特定した保健事業ではなく、生活習慣病等を予防しやすい環境整備や健康づくりの啓発活動が求められます(健康増進法)。このような保健活動では居住地にとらわれず、地域全体の住民や関係者を対象に事業を進めていくという考え方に立ちます。そのような活動を通じて、労働者の健康意識が高まり、自分の居住地においても保健サービスの活用につながることを期待されます。

また、家族ぐるみで対象をとらえ、職場は離れていても地域の保健活動に参画してもらい、地域社会全体で保健活動を進めていくという展開も可能です。これは退職後の地域へのスムーズな移行にも役立ちます。

このような双方向の流れにより、ポピュレーションアプローチを推進していくとよいでしょう。

具体的には、まず中小事業所が密集している地域等をモデル地域として連携事業を立ち上げ、具体的な成功事例を確保するとよいでしょう。その成果をもとに2次医療圏内での波及、さらには都道府県協議会において事例報告をおこなう等により全県へ波及させていくことを計画します。

また、労働者やその家族の健康対策が企業の利益につながる場合には、自主的に保健活動を活発におこなっている企業等が存在する場合も少なくなく、職域保健に詳しい企業の産業医や健康管理担当者が、事業場のスタッフとしてではなく地域保健関係者としても活動できるよう促進することにより、より一層地域・職域連携が図られていくことになると考えられます。この場合、健康日本21推進にプラスになるとともに、企業の社会的貢献という観点から企業にも利益をもたらすような場合であれば、企業

の参加が期待されるため、地域保健の側から参加を呼びかけていくことも必要です。

Q 6 都道府県協議会と指定都市との望ましい関係を築くにはどのようにすればよいですか。

A 6

都道府県と指定都市とでは、それぞれに異なる行政組織が事務局となって連携協議会を設置しています。実際には、医療圏が隣接している場合、あるいは、通勤や買い物等で住民や労働者の交流が盛んな場合があり、健康づくりの推進のためには、相互の保健情報や保健事業の連携に努めることが重要です。しかし、都道府県と指定都市の行政組織は、いずれか一方が指導的な立場から連携することは基本的に困難であり、十分な情報共有や意見交換が行われていない事例が多いのが現状です。そこで、双方の事務局が定期的な情報交換の機会をもったり、いずれかが連携協議会を開催する際には、他方にその情報を提供して、オブザーバーとして参加してもらうことや取組内容を紹介してもらうことを依頼することが望ましいといえましょう。また、保健指標等についての調査を行う場合には、共同で、又は役割を分担して、相互に協力して実施し、得られた結果については共同利用できるような体制を整備しておくことが望まれます。

指定都市は、都道府県と比べた場合に、圏域に都市部が多いことに加えて自治体としてのまとまりがあり、一旦、活動が始まると、市全体での推進が図られやすい場合が多いと考えられます。そのような中から先進的な取組事例について紹介されることは、都道府県における協議会や他の2次医療圏の協議会において、水平展開していくために参考になることが多いと考えられます。

Q 7 協議会と中核市等との連携を進めていくためのポイントは何ですか。

A 7

① 2次医療圏全体のビジョン策定と共有化

都道府県には、地域・職域連携を含めた幅広い地域保健活動のビジョンを明らかにした2次医療圏毎の保健医療計画を策定することが望ましいとされており（平成2年健政計第46号・厚生省健康政策局計画課長通知）、その計画は当該2次医療圏内のその他保健所設置市等の計画・ビジョンと乖離したものであってはいけません。

そのため、都道府県側と中核市等とが現状の分析と認識、課題解決のための活動方針及び企画立案等を共に協議するような場が恒常的に設置されることが望まれます。地域・職域連携についても、その場で現状についての認識を共有化することが第一歩です。

② 県協議会、2次医療圏協議会やワーキンググループ等への中核市等の参加

地域・職域連携推進事業実施要綱上は、2次医療圏ごとに協議会を設置することとなっており、地域・職域関係者と同様に、協議会や同協議会ワーキンググループの委員として参加し、情報の不均衡や認識の不一致を避けることが大切です。また、当該都道府県内の地域・職域連携に関する認識を深めるため、都道府県協議会にも委員として参加することも一方策でしょう。

Q 8 職域関係者との連携において、労働局や労働基準監督署だけでなく事業者との連携を進めていくためのポイントは何ですか。

A 8

地域保健担当者が事業者との連携を進めるためには、地域の主な事業者団体とのパイプづくりがその第1歩と考えます。主な事業者団体としては、都道府県単位に設置されている労働基準協会・安全衛生協会や一定地域内の商工業者が組織している商工会議所・商工会等が考えられますが、これらの団体の事務局と定期的な連絡の機会をつくり、情報交換をすることからはじめるのが有用といえましょう。

また、これらの事業者団体は会員事業所の衛生水準の向上のための研修会や講習会を行っていますので、職域で関心が高まっているメタボリックシンドローム、メンタルヘルス、自殺予防等をテーマとした共同研修会を開催することも連携を進めるうえで役立つといえましょう。

なお、先進的取組事例からの学びですが、2次医療圏協議会では事業者代表に会長の任を担ってもらうとともに、地域との連携の必要性を十分に認識してもらうことも、事業者とうまく連携できる一方策と考えます。

Q 9 都道府県協議会において、職域関係者との連携を進めていくためのポイントは何ですか。

A 9

事務局は、2次医療圏協議会において職域を含めた連携の成功事例を明示し、具体的に何をすべきかの例を示すことも重要でしょう。この中で、職域関係者と地域保健関係者が、職域保健における課題を共有することで、効果的な連携の視点が生まれてくると考えます。

また、事務局は職域関係者との情報交換を日常的に行えるシステムを構築することも有用でしょう。

Q 10 2次医療圏協議会において、職域関係者との連携を進めていくためのポイントは何ですか。

A 10

2次医療圏協議会では、共通認識として明確化された健康課題に対し、各構成機関・団体として担える役割を確認し、連携事業を推進していくことが具体的役割としてあります。2次医療圏協議会の運営においては、保健所がリーダーシップをとって連携事業を進めていることが多いのですが、このような地域・職域連携に関する情報が、職域保健側の事業者の産業保健スタッフや健保組合、公的・民間の関連機関等に充分浸透していないことが課題の1つようです。まずは、産業保健推進センター等の公的支援機関や、各種の関連学会・団体等を通じて、これらの情報を提供していくことが大切と思われます。

2次医療圏協議会の運営の工夫として、地域保健及び職域保健の現場担当者（各々の保健師、医師等）がメンバーに入ることにより、実際に働き盛り世代の健康支援に関わっている立場から、より具体的な情報や課題の共有ができ、どのような連携が必要なのかという計画づくりも円滑に進むと考えられます。特に、地域保健と職域保健の両方で勤務経験のある保健師や医師等がいる場合には、それぞれの事情に詳しい利点を生かして、調整役・中心メンバーとして活躍してもらおうと良いでしょう。

ワーキンググループ等を作って、機動的にプロジェクトを進めていくことで、メンバー間の理解も深まり、協働事業が発展する可能性があると思います。

また、商工会議所・商工会は、事業者に対する影響力が大きいので、メンバーに入ってもらい、協力を得るとよいでしょう。事業者組合や労働組合、あるいは事業者や労働者自身がメンバーに入れば、さらに良いと思われれます。

できるだけ職域保健の当事者の方々が参画できるように調整し、具体的な情報交換・課題の共有を心がけていくことによって、それに基づいた実質的な連携事業の実現ならびに成果に向けての第一歩になると思われれます。

Q 1 1 都道府県協議会と保険者協議会との連携を進めるためのポイントは何ですか。

A 1 1

両協議会の役割を充分理解した上での連携は、データベースや施設・人材等の相互利用が可能となること及び重複している参画メンバーの効率化が図れること等メリットが大きいです。

両協議会の連携を積極的に行うポイントとして、第一に、保険者協議会のキーパーソンと本協議会事務局が、連絡調整を密にして、都道府県協議会の場で連携して取り組める内容・事業の提案等を求めていくことが重要です。両協議会の意識・意思統一を図る場を設定し、都道府県健康増進計画に基づき、連携のメリットに関する認識を明確に把握することです。第二に、県や保険者における健康課題を特定し、ニーズや目標との整合・連携に伴い期待できる価値や行動を出し合い、共通実施項目案を示すことです。

おわりに

平成18年度においては、全国的に協議会の設置が進み、現地支援により、協議会が抱える問題点や課題についてより深く理解することができた。今後は、協議会において地域保健・職域関係者の共通認識を図り、円滑な運営の下、連携のメリットを活かした具体的な事業が一層推進されることが期待される。

また、都市部における連携事業における都道府県と保健所設置市等との連携については、多くの課題が残されているが、十分な情報共有や意見交換が必要であり、また先進的な事例に学ぶことが必要である。

特に、平成20年度より、医療制度改革に基づき保険者による特定健診・特定保健指導が義務化されることを受けて、生涯を通じた継続的な健康管理の支援を担う地域・職域連携推進協議会の役割はますます大きくなる。本協議会と保険者協議会との連携を密にしながら、今後とも、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチを隔合し地域全体の健康づくりを推進していくことが期待される。